

市内で貸切バス業等を営んでいる事業者の皆様へ

本市における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、事業経営に著しい影響を受けている対象業種の事業者の皆様へ事業継続のための給付金をお支払いいたします。

◆ 対象者(下記事項すべてに該当する事業者。原則、市税に滞納がある場合は対象外。)

- ・令和4年4月1日時点で本市において以下の表に記載した事業を営む事業者
- ・中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業者含む)であり、令和4年2月～4月いずれかひと月の売上が平成31年～令和3年の同月比80%未満の事業者。

※令和3年4月2日以降に事業を開始した場合は、令和4年2月～4月までのいずれかひと月と、事業を開始した日の翌月から令和4年1月までのいずれかひと月の売上額を比較

◆ 支給内容(事業の状況により複数の業種への申請が可能です。)

業種 / 支給要件	売上げ比較が 50%以上80%未満	売上げ比較が 0%以上50%未満
	営業車両数※1, 2, 3 1台につき	
タクシー業 運転代行業	<u>30,000円</u>	<u>45,000円</u>
貸切バス業	<u>50,000円</u>	<u>75,000円</u>

※1 令和4年4月1日時点の自己保有の登録車両台数

※2 タクシー業において福祉タクシー車両は除く

※3 貸切バス業においては常時貸切バスとして使用している車両に限る

◆ 申請方法及び申請期限(※別紙記載例を参考にご記入ください)

同封の申請書に必要事項を記入し、押印のうえ下の必要書類を添えて、下記送付先に原則郵送にて提出してください。

申請期限 **令和4年6月30日(木)** ※当日消印有効

◆ 必要書類(※各業種で必要書類が違いますのでご注意ください)

【全業種共通】

- ・売上額の減少状況が確認できる帳簿等の写し
- ・令和4年4月1日時点での営業車両数の分かる書類の写し
- ・振込口座の写し(口座名義人(カタカナ)の記載されたページ)

【タクシー業、貸切バス業】

- ・道路運送法第4条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し

【運転代行業】

- ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定による認定を受けたことが分かる書類の写し

申請書送付先
(お問い合わせ先)

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
新庄市 商工観光課 企業立地・商工振興室
TEL:0233-29-5847 FAX:0233-22-0989